

就学援助(入学用品費)の入学前支給のお知らせ

うきは市では、経済的な理由によって給食費や学用品費の支払いにお困りの市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

就学援助を受けることのできる方で、令和8年4月にお子さまが小・中学校に入学予定の保護者に対しては、入学用品費を3月に支給します。

■ 入学前支給について

就学援助費の一部である入学用品費を、新入学児童生徒の保護者に対して前倒しで支給するものです。入学用品費以外(給食費、学用品費等)については、7月以降に支給します。

※今回、入学用品費(入学前支給)を申請して認定を受けられた方は、入学用品費以外(給食費、学用品費等)についても支給の対象となりますので、改めて令和8年度の就学援助申請手続きを行う必要はありません。

(1)支給額(お子さま一人あたり)

小学校新入学者 **57,060円** / 中学校新入学者 **63,000円**

※支給額については、変更する場合があります。詳しくは、支払通知をご確認ください。

(2)支給時期 令和8年3月下旬

(3)支給方法 市から直接、銀行口座に振込みます。

■ 入学用品費の入学前支給を受けることができる方

次の(1)~(3)の要件すべてに該当する方

(1)令和7年12月にうきは市に居住している方

(2)お子さまが令和8年4月にうきは市立小・中学校に入学する方

(3)下記①~⑥のいずれかに該当する世帯

- ① 生活保護が停止または廃止になったが、なお生活が苦しく諸学費に困っている世帯
- ② 世帯全体の市民税が非課税であるか、減免措置を受けている世帯。
- ③ 国民年金の掛金が全額減免されている世帯
- ④ 児童扶養手当の全額支給を受けている世帯
- ⑤ 保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情で生活状態が急激に悪化したと認められる場合
- ⑥ 1~5にあてはまらないが、世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい場合

※世帯収入の目安は、うきは市HPに記載しています。添付のQRコードもしくは、URLよりご確認ください。

【ご注意】

次のいずれかに該当する可能性のある方は、申請を行わないでください。

(1)令和8年3月末日までにうきは市外へ転出される場合

(2)国立、県立、うきは市以外の市町村立または私立の小・中学校に入学される場合

■ 申請手続に必要なもの

- (1)「就学援助申請書」(各学校またはうきは市教育委員会に準備しています。)
- (2)「振込口座がわかるもの」(通帳など)

※令和 7 年 1 月 2 日以降にうきは市へ転入された方は、転出市町村で交付する世帯全員の令和 7 年度課税証明書を取得して提出ください。(非課税か減免措置が分かるもの)
※所得の申告をしていない場合は認定できません。必ず税務課で申告を済ませてください。

■ 申請期間

令和 8 年 2 月 13 日(金)まで

※申請期間が終了した後は、入学後に申請することができます。この場合、入学用品費の支給時期は令和 8 年 7 月以降になります。

※申請期間中に申請された場合でも、書類に不備などがあれば、入学前支給を行えないことがありますので、ご注意ください。

※今回申請される際には、新入学生ではないお子さんの申請も同時にできます。

■ 申請方法

- (1)小学校新入学者の場合

うきは市教育委員会学校教育課に申請書類を提出してください。兄・姉が小中学校に在籍している場合は兄・姉の在籍校に申請書類を提出してください。

- (2)中学校新入学者の場合

令和 7 年度の児童在籍校(うきは市立小学校)に申請書類を提出してください。

※児童・生徒が小・中学校の両方に在籍している世帯は、中学校へ申請書を提出してください。

■ お問い合わせ

うきは市教育委員会 学校教育課学事係 (TEL)0943-75-4950

■ ホームページ



<https://www.city.ukiha.fukuoka.jp/kiji0033972/index.html>